

今月のテーマ

会員の皆様のコロナへの取り組みご紹介!

コロナウイルス感染症が再び拡大しつつある中、この状態を第2波と考えて対策を講じることはもちろん、長期化に備えて、もう少し長い期間を見据えた、事業継続施策を考えていくことが必要とされています。第2号以降は、会員の皆様の現在の状況をお聞きしながら、具体的にどんな対応をされているのかなど、実際の事例をご紹介します。今後の対応策検討の参考にいただければ幸いです。

神誠商事様の取り組み

● コロナが業態の変化を加速しつつある!

お葬式といえば、以前は親戚などの血縁者だけでなく、同僚や友人などの幅広い地縁者が集まって、自宅や葬儀会場で飲食を含めた通夜・告別式を行うことが多かったのですが、子供が地元から出て働くことが多くなり、故郷に帰る機会が減少している現在、親の葬儀はできるだけ簡略に済ませたいというニーズが高まり、葬儀のスタイルも家族葬や、通夜のない1日葬、火葬場での直葬といった形に変化してきました。葬祭業は本来、葬儀会場の提供・棺や祭壇の手配・飲食の提供・寺院との調整・移動手段の手配・返礼品の準備などを複合的に行う葬祭サービス業であるため、こういった葬儀スタイルの変化による売上単価の下落が大きく、高齢化に伴う葬儀数増加にも拘らず、事業規模の継続・拡大が困難な業界となっております。そして、その葬儀スタイルの変化に拍車をかけているのがコロナウイルス感染症です。



神誠商事様の財産は「人」スタッフ

葬儀の数に変化があるわけではないのですが、多くの人を集める盛大な葬儀が全く無くなったことはもちろん、葬儀そのものもコロナを口実として極端に簡略化する家庭が増加したのです。

● 葬祭業という業種ゆえに休業はできない!

神誠商事様は、これまでも、葬儀スタイルの変化という業界の課題を明確に認識し、いち早く業態の改革に取り組んでこられました。特に注力されたのが家族葬の取り組みです。

皆さんも、交通の要所に立てられた、神誠商事様の看板をご覧ください。紫色をベースにした目立つ色調と、家族葬専用ホールと書かれた文字、そして神馬社長の姿はいやでも目に付きます。これらの業態改革への取り組みは、一般の持続化補助金などの制度を活用しながら数年前から進めてきましたが、さすがにこの6月の売上は前年比50%を割り込むなど、コロナの影響も大きかったそうです。

しかし、葬祭業という業界は休業のない業種であり、そのためには常に人を確保することが必要で、雇用調整助成金や休業支援金、学校の休業に伴う保護者支援などの制度は活用ができません。それでも、持続化給付金、家賃支援給付金の制度、森町のコロナ対策支援など使える制度はすべて使い、またIT補助金を使ってテレワークを進めるなど、先につながる改革を進めておられます。

● どうなるかわからないならやってみる!

神馬社長のモットーは、「どうなるかわからないならとにかくやってみる」ということです。それが吉と出るか凶と出るか確信がなくても、やらないとわからないのだから、なにせやってみることが重要だとおっしゃいます。何もせずに受け身のままでいたのでは、チャンスは訪れてこないということなのです。

そのために、これまでもキャリアUp助成金の活用によって、社員の意識を高め、会社全体としてのパフォーマンスを向上させるなどの取り組みを進めてこられました。それに加えてこれからは、コロナに負けない体質作りのため、ものづくり補助金制度のコロナ特別枠を利用した、顧客への新しいアプローチ方法を検討中ということです。近いうちにきっと、ビックリするような斬新なアイデアを見せたいだけのこと、間違いありません。

しかし、このように常にチャレンジし続ける神馬社長にも、絶対に忘れてはいけないことがあるといいます。それは、「すべての物事に心を付けること」、これがあるからどんな試みも、受け入れられていくのだと思います(完)。

持続化給付金の申請はお済ですか?

持続化給付金とは、コロナウイルス感染症拡大により、事業に大きな影響を受けている事業者に対して給付される、事業全般に幅広く使える給付金です。

申請の要件は、基本的に「コロナウイルス感染症の影響で、2020年1月以降の月間売上に、前年同月比50%以上減少した月がひとつでもあること」のみで、個人事業主、中小法人のみならず、開業届を出していないフリーランスの方も、確定申告さえ行っていれば対象となります。給付額は、最大で個人事業100万円、中小法人200万円、給付金の用途には特に制約がない事が特徴です。

■申請に必要な書類は以下の通りで、Web申請となりますのでご自分のメールアドレスが必要です(青色申告の場合)

- ①2019年分の確定申告第1表の控え
- ②所得税青色申告決算書の控え(2枚)
- ③納税証明書(確定申告第1表に収受日付印のない場合)
- ④売上減少月の月間事業収入がわかるもの
- ⑤申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥本人確認書類

申請はこちらのWebから行います(携帯電話でもOK)

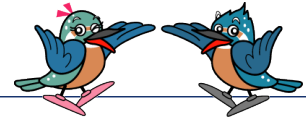
<https://ijizokuka-kyufu.go.jp/>

商工会では申請のお手伝いをしています!
お気軽にご相談ください



神馬社長の登場する看板

コロナに負けず、事業継続中!



7福神様

ラーメン通の間では必ず名前が出てくる7福神様は、開業以来もうすぐ20年になる、森町が誇る飲食店の一つです。

営業日のお昼には平日でも行列が絶えないこの店でも、森町からの休業要請があったGWを含めて、4月中旬から5月中旬の売上は前年比30%のマイナスとなり、特に夜はこれまで利用していた地元の消防団や青年団、お祭りの寄り合いもなくなり、寂しい状態となりました。

しかし、そんな中で売り上げを支えたのはテイクアウトです。森町アットホームプロジェクトでも紹介された様々なメニューが、ステイホームの人々に支持され、売上が昨年の3倍に伸びたのです。そして5月末に緊急事態宣言が解除されてからは、この味を店で食べたいと待ちわびていたお客様が、以前にも増して列を作るようになり、お昼の来店数は昨年を上回るくらいに回復しました。それ以降は夜のマイナスをテイクアウトがカバーし、売上も増加しつつあります。

店主の内藤さんは、「コロナで一番怖かったのは、休業が続くことだった」とおっしゃいます。なぜならお店が持続していくために最も重要なことは、この土地で長く、真面目に、いつも同じように店を開け、お客様に喜んでいただくことだと考え、それをいつも心に置いて20年近く店を守ってきたからです。

休業が長く続けば、そうやって培ったお客様とのコミュニケーションや、信頼関係が損なわれてしまう、それが最も心配なことでした。結果として、休業はGW期間で終わり、その後は普段のお店に戻りましたが、万一休業がもっと長く続いたら、何をすればいいのか、例えばテイクアウトの強化などお客様との関係を維持することも、一つの有効な手段なのかもしれません。

7福神様では、森町の休業協力金、コロナ対策支援制度を活用され、その他の支援制度は今のところ使われていませんが、今後は、様々な制度を使って、テイクアウトの拡充などの検討をしていただくことも良いのでは、と思います。

しかし、内藤さんにとって最も重要なことは、これからも、プレずに店を真面目に続けていくことであることに変わりはないのです(完)



ラーメン通をうならせる七福神様

百珈様

2007年に築100年以上の古民家を購入して、天方地区に移住されたご主人の早川さんが、東京への転職などを経て2012年この地に戻り、焙煎珈琲専門店「百珈」を開店したのは2017年でした。東京にある有名店カフェ・バッハで知識と技術を学び、好きなコーヒーを生業にしました。

奥様も「百姓人」という農業法人を営まれていて、実は百珈という店の名前は、この百姓人と珈琲を合わせたものだそうで、お二人の、森町に根を下ろして生活していく決意の表われのように感じました。

しかし、この森町の片隅でその存在が根付き始めた今年、コロナがお店を襲います。GWからの5月の大半は、町の休業要請を



百姓人では甘々娘も

含めテイクアウトのみの営業になるなど、これまで築こうとしてきた、「人が集まる場所」に人が集まれなくなってしまうのです。

もちろん休業協力金や持続化給付金の制度、森町のコロナ対策支援制度は活用しましたが、早川さんは全く慌てません。例えば豆のネット販売に力を入れるなどのやり方もありそうですが、「売上を上げて規模を拡大することだけが店の成長ではないし、店自体も、この天方の場所で、お客様が列を作るような店にしたいなどと考えたこともない」とおっしゃいます。

つまりこの店を開いた目的は、「地元で人が集まり、交流できる場を提供する」ということで、この志を持ち続けられ、お客様とずっと繋がることができると、という強い信念とお持ちだからです。

そしてそれを証明するように、休業明けから自然にお客様の来店が増え、あっという間に「人の集まる場所」はよみがえりました。コロナの自粛に疲れたお客様が安らげる場所を求めて訪れることも多く、現在の売上は昨年を上回る状況になりつつあるそうです。

身の丈に合った事業を長く継続し、その土地と一緒に生きていくこと、それがお客様に伝わり、自然に人が集まってくる、そんなやり方がwithコロナの時代でもとても大切なことだと私たちに気づかせてくれます(完)。



本格的な焙煎珈琲が飲める百珈



豆の味の違いを楽しむためブレンドはしない

森上げよう! プレミアム商品券発売決定!

プレミアム率30%のお得な商品券を販売します。

- 1万円では13,000円分のお買い物(うち3,000円は大型店6店使用不可)
- 6,000セットを販売(1世帯3セットまで)
- 販売日:10月10日(土)・11日(日)ミキホール 12日(月)商工会館
- 使用期間:10月10日から令和3年1月31日(換金は2月28日まで)
- 取扱店の負担はありません

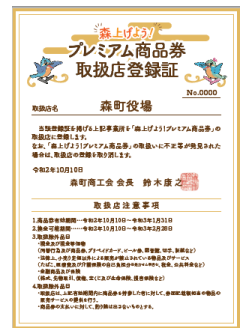
取扱店募集説明会

ご都合の良い時間においでください
マスクの着用をお願いします
その場で取扱店登録可能です

9月16日(水) 13:30-19:00-
9月17日(木) 13:30-19:00-
9月18日(金) 13:30-19:00-
森町商工会館2F大会議室 *約1時間程度です



告知ポスター(仮)



取扱店登録証(仮)

森町商工会は、皆様のコロナとの戦いを応援します!どんなことでもご相談ください。

